

草津市教育委員会会議録

令和6年6月定例会

(6月28日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	小辻寿規
	委員	我孫子智美
	委員	森登世美
	委員	伊藤有理

事務局出席者	教育部長	岸本久
	教育部理事（学校教育担当）	菊池誠
	教育部副部長（総括）	安藤智至
	教育部副部長（スポーツ担当）	田中歩
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 児童生徒支援課長	好士崎壯
	教育総務課長	山田晋作
	生涯学習課長	古川郁子
	歴史文化財課長	井上博道
	学校教育課長	西田和弘
	学校政策推進課長	尾関大応

令和6年6月草津市教育委員会定例会会議 次第

令和6年6月28日 午後2時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 5月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項 (13件)

議第33号 臨時代理の承認を求めることについて

議第34号 臨時代理の承認を求めることについて

議第35号 臨時代理の承認を求めることについて

議第36号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を
求めることについて

議第37号 草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を
求めることについて

議第38号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を
求めることについて

議第39号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第40号 草津市読書のまち推進計画審議会委員の委嘱につき議決を
求めることについて

議第41号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第42号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第43号 草津市教育振興基本計画(第4期)の策定について草津市教育振興
基本計画策定委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第44号 (仮称)草津市読書のまち推進計画の策定について草津市読書の
まち推進計画審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第45号 臨時代理の承認を求めることについて

協議事項 (1件)

教育委員会事務の点検および評価の報告書(令和5年度)(案)について

報告事項 (3件)

(1) 草津市国指定史跡整備懇話会委員の委託について

- (2) (仮称) 草津市歴史資料館整備基本構想 (案) に関するパブリックコメント
実施結果について
- (3) 定期監査の結果について

開会 午後2時00分

藤田教育長

それでは、ただいまから草津市教育委員会6月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

藤田教育長

日程第1「会期の決定について」であります。本日1日限りとしたいと思いますが御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、6月定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

藤田教育長

次に日程第2「5月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配布され、確認されていると思いますが、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、5月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長

次に、日程第3「教育長報告」に移ります。

それでは私の方から諸般の御報告をまずさせていただきます。

今年度、びわ湖フローティングスクール運営懇話会の委員を務めることになりましたので、「うみのこ」に乗船する機会を得て念願の初乗船が叶いました。

朝、8時すぎに浜大津港に停泊中のうみのこに乗船し、そのあと、琵琶湖学習の見学を行いました。甲板では、琵琶湖の水と水道水の透視度を測る実験が行われ、水道水より琵琶湖の湖水の方が

濁っている原因はこの実験の前に顕微鏡で見たプランクトンの存在であったと謎解きがあり、子どもたちはなるほどと頷いていました。

その活動後、お昼ご飯は定番の「湖の子カレー」です。県産豚を使ったカツカレーで、なんとおかわり自由というたいへん魅力的な昼食でありました。そのほかに竹生島など展望活動を行ったあと、長浜港に到着しました。

何十年かぶりに船上から眺める琵琶湖でしたが、改めてその大きさと、どこを見渡しても山に囲まれる滋賀県の特徴を実感したところでした。そして何より驚いたのは、私の子どもの頃、旧草津川の河口で遊んだ頃の琵琶湖に比べて、琵琶湖の水質が見違えるほど改善されたことでした。母なる湖・びわ湖を後世に残していくため、このような学びの機会の重要性を改めて感じた一日でした。

草津市の学校給食では「食育の日」として、地場産物や郷土料理の献立メニューを提供しています。昨年12月に山田小学校の4年生(現在5年生)のESD学習で琵琶湖の魚(湖魚)について学び、その中で湖魚の消費量が減少していることを知りました。そこで、琵琶湖の魚の美味しさをもっと広めたいということで、立命館大学の食サークルの皆さんとコラボしてメニューを考えましたが、今回の給食の献立に採用されたものでした。

本来なら山田小学校の皆さんと一緒に食べたかったのですが、6月定例会市議会のため市役所近くの草津小学校でいただきました。

献立は、ホンモロコのネギだれかけ、鶏肉のじゅんじゅん、赤こんにゃくのおかか煮、発芽玄米ごはん、牛乳、お茶プリンメニューで、ホンモロコのネギだれの食感が非常に良く、たいへん美味しかったです。

今年度、草津市市制施行70周年記念事業として、中学生による「給食レシピコンテスト」を開催しますが、このような取組を通して子どもたちに食に関しての興味を持ってもらうと共に、残食を減らし健やかな体の育成につなげていきたいと思っております。

次に、6月7日から6月28日の会期で開会されました市議会6月定例会についてでございます。

6月18日から20日にかけて一般質問が行われ、9名の議員から質問をいただきました。内容を紹介させていただきますと、小野元嗣議員からは、「歴史・文化の活用について」。藤本品議員から

は、「子どもの意見表明権について」、「PTAの手引きについて」。藤井三恵子議員からは、「就学支援制度について」、「アマカホールのWi-Fi整備について」。先成俊士議員からは、「国スポ・障スポ開催について」。服部利比郎議員からは、「スクールESDくさつプロジェクトの取組について」。伊吹達郎議員からは、「スポーツ環境の充実について」、「第2期草津市スポーツ推進計画について」。土肥浩資議員からは、「スポーツ少年団について」。西川仁議員からは、「万博への児童生徒の遠足・校外学習について」、「教員の働き方改革について」、「過大規模校の分校等対策について」。西垣和美議員からは、「SNSに起因する性被害から子どもたちを守る取組について」の御質問をいただきました。

質問内容や、その趣旨をしっかりと受けとめ、今後の取組の充実につなげてまいりたいと考えています。

最後になりますが、志津小学校で6年生が、学校内で「子ども同士をつなぐイベント」をクラスごとに企画し実施する取組が行われました。

私が訪れた日は、6年1組が担当していて、「謎解き！脱出ゲーム」と題した6つの謎を解いて6つの文字をゲットし、ある言葉を完成させれば体育館から脱出できるというものでした。

昼休みになると参加を希望する1年生から6年生までの児童が体育館に集まりました。ゲームは1年生から6年生までが混成になったグループを編成して、グループごとに6つのブースを訪れ謎解きを行っていました。特に高学年の児童が低学年の児童の手を繋ぎながらブースを巡り、お互い協力してゲームを楽しむ微笑ましい光景が随所で見られました。

志津小学校は児童数が1,000人を超える大規模校ですが、様々な学校教育活動を通じて児童のつながりを深める取組を行っています。またこのイベントのように子どもたちが主体的に学校づくりに参画する機会も多く設けています。これからも創意工夫した活動を大いに期待しています。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。

それでは続きまして、委員の皆様から、教育全般に関する事項で、御意見、御感想などそれぞれお願いをいたします。

小辻委員

教科書展示会に行かせていただきました。今回、中学校の教科書を選ぶということでしたが、小学校の色々な教科書や副読書も展

示されていて、小学校の本に興味のある方にも参考になっていたかと思いました。実際多くの方々は、中学校の教科書に興味をもって来られていたところであると思いますが、非常にしっかり展示されていてよかった印象でした。場所もUDCBKで、教科書に興味がなく来られる地域もたくさんいらっしゃるかと思いますが、少しでも目に留まっただけの良い機会だったかと思います。開催は今日までですが、ぜひ教科書について皆さんに知っていただいた上で、しっかり選ばれるという形になればと思います。

教育全般に関することとして、気になった点で、中央教育審議会の総会で、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問が出されていました。社会教育法が制定され75年ですが、地域コミュニティと学校の関係は変化してきており、小学校ができて150年であれば、前半の75年と後半の75年では異なるところもあります。地域と小学校との結びつき方も時代によって異なり、結びつきが一時的に弱くなっていることもあります。また、学校は行政が運営していると思いますが、地域の方々からすると、地域でお金を出し合って作ってきたという歴史も考えて、地域コミュニティの基盤として大切にされてきたということもあります。今後の75年を見据えた、新しい地域コミュニティと学校のあり方、また教育のあり方を、今後も私が草津でお手伝いできたらと思っています。今回諮問が出て、改めて感じているところで、地域の皆様が学校により関わりやすく、そして生涯学習という面で、学びや研究に携わっていただけるようなサポートを教育委員会の方でもできたらなと考えておりました。

以上です。

我孫子委員

私は、今月教育委員としての活動はあまりできなかったのですが、仕事でメンタルヘルスの促進の活動をされているハラさんという方の講話をお聞きする機会がありましたので、御紹介させていただきます。

この方は、学生の時と社会人の時に、2回鬱になられた経験があって、ただその後、自分のような人を作ってはいけないということで、自転車日本一周をしながら、自身の経験談を話されている方でした。誰でも何かのきっかけで、引きこもりや鬱になってしまう可能性があるということを強くおっしゃっていて、そのときに、声をかけてくれる誰かがいるか、興味をもってくれる人がいるか、安心

できる場所があるか、共感してくれる人がいるかというところで、ただそれだけかと思われるかもしれませんが、そこがすごく重要であるとお話されていました。実際にハラさんが救われたのも、大学生の時は学校のクラブの仲間や、社会人の時は、たまたま幼馴染から連絡があり、その人と話をして口が開けたとかおっしゃっていました。また、講話の中で、参加者の方も、小学校のときにいじめられていたけれど、小さいときからの幼馴染が学校を休んで、3日間色々な経験を一緒にしてくれたことで、学校に行けるようになったというお話をされていました。この時期の、繋がり、仲間、学校の役割、友達の役割がとても大きいと、改めてこの講話を通して思いました。精神疾患発生は、10代半ばがやはり多く、75%ぐらいは20代まで罹るということをお話されていたので、繋がりを大事にしていただけたらということと、こういった体験談がすんなり入ってきやすいということを感じたので、学校の中でも、取り入れていっていただけたらと思い、紹介させていただきました。

以上です。

森委員

先ほど教育長の報告にもありましたが、私も6月14日に志津小学校の昼休みに行われる子どもたち主催の「つながりイベント」行かせていただきました。志津小では6年生が年間を通して人との繋がりをテーマに、自分たちで活動を考えていくことを大切に学習を進めており、1学期は学校で子ども同士を繋ぐとして、全校のみんなが繋がるようなイベントを考えて実施しているそうです。これは地域の良さを知り、それをたくさんの人に伝え、自分たちができることを考えて行動する総合的な学習の時間、志津小では「クスノキ」と呼んでいる学習の一環で「スクールESDくさつ」の取組の1つです。大規模校のため5日間に分かれて参加しているようで、当日は6年2組が担当でした。この日を迎える前に、まず学級で考えたイベントを、子どもたちは初めて企画書を書いて、校長先生に、学級の代表が校長室で説明をしたそうです。担任も一緒に校長室に来るのだけれども、後ろの方で黙って見守り子どもたちの言葉で校長先生に説明するということが大切に行っているということをお聞きしました。この学年は上級生と一緒に活動したこともあまりなく、最初はみんなの前でマイクを持って話をするのも緊張していたそうですが、当日は1年生から5年生まで

150人ほどの前でマイクを持って堂々と話していました。各学年が混じって10人ぐらいのグループになるゲームの後、志津小博士〇×クイズが始まり、志津小学校のクラスは40以上あるかないか。それからまた学校に楠は3本以上あるか。どっちも〇ですけども、楽しく盛り上がり、ゲームは進みました。最後に、その時間のことを「スクールST」と呼んでいました。STというのは、「志津」を「繋ぐ」という意味だそうです。6年生の的確な指示のもとスムーズに活動は終わりました。片付けが終わった6年生に校長先生から直接、「進行がスムーズにできていたよ」とか「こういうところが良かったよ」ということ評価をしてもらって、みんなで拍手をして喜んでいました。これは6年生にとって大きな自信に繋がるだろうなと思いました。また、全体を通して下級生も6年生の堂々とした姿に、憧れを抱くだろうなんていうふうに感じました。今年からスクールESDの活動を始める志津小の先生たちに、校長先生は、まずは地域に出かけていき、いろいろな材料を掘り起こしてくることに、まちづくりセンターが何をやっているか見てくることを話しているとおっしゃっていました。2学期はいよいよ地域と繋がるというテーマになるそうですけれども、1学期のこういった日々の活動の積み重ねが、子どもや教師の自信に繋がって、2学期の地域とのESD活動が進んでいくのだろうなというふうに思いました。校長先生がドーンと構えておられて、うまく導いておられるなというふうに感じました。2学期の活動にまた期待したいと思います。

次に登校支援室の様子を見せていただけたところがあればということで紹介していただいて、6月20日、草津第二小学校の登校支援室を訪問させていただきました。今年度草津市では、全小中学校に登校支援室加配が配置されましたが、草津第二小は1年早く、昨年から配置されているそうです。配置される前までは教務の一人が教育相談主任を兼務して、登校支援室を担当しておられたそうですが、やはり出張や他の用事等でどうしても支援室を閉めなければならないことが多かったそうです。加配の方が配置されてからは、毎日開けることができるようになったというふうにおっしゃっていました。また、きめ細やかに子どもたちに対応してくださるので、助かっているというふうにおっしゃっていました。草津第二小学校では登校支援室を「心の保健室」と呼んでおり、現在は12名から多い日には述べ20名ほど活用しているそうです。

ひとりひとり全て状況が異なる中、たくさんの児童が利用するようになり、昨年までの教室は、一階の手狭な感じの部屋でしたが、今は1人1台タブレットになったということもあって4階のコンピュータ室を今年から「心の保健室」として使っておられるようで、前の教室の3倍ぐらいの広さがあって、静かに机に向えるコーナーや、何人かがお話できるコーナー等がありました。ひとりひとりの学級の今週の学習時間割が貼られてあって、私の訪問をさせていただいた日には12名分の自分のクラスの一週間の時間割が貼られており、その下に何時間目教室に行く、何時間目「こころ」にいるというふうに、ひとりひとりが子ども自身で書いた今日の予定表が並べて置かれてありました。その予定表をもとに加配の先生はひとりひとり確認しながら、「いってらっしゃい」、「おかえり」っていうふうに優しく対応されていました。草津第二小の登校支援室には、様々な工夫が見られました。その一つを紹介すると、掲示物にハートの形をした画用紙に子どもたちの文字で「静かに休憩するところ」、「自分のペースで学習するところ」、「元気をためるところ」と書かれていました。心がしんどくなったらこの部屋に来ることで安心して教室に行ける、学校にも通えていくのだなと感じました。たくさんの子供が利用してくれるようになった一方で、加配の先生は週19時間ということもあって午後からは基本おられないということで、やはり新たな課題も生まれてきているということもお聞きしました。登校支援室という一つの部屋ができるということは、その部屋の管理、運営の仕方、教職員との共通理解と様々な努力が必要になってきます。今は各校それぞれで頑張っておられるそうですが、登校支援室の使い方や、子どもや保護者の方への対応の仕方など、各校の現状や、アイデア、工夫等が情報共有される研修の機会があればいいなと感じました。また担当課の皆様にはぜひそういった機会を作っていただき、加配の先生や教育相談担当の先生の困りごとが少しでも解決できるようにしていただきたいと思います。(草津市立の)全小中学校に登校支援室加配が配置された今、各校どういうことに困っているとか、引き続き丁寧に聞き取っていただいて、支援をお願いしたいと思います。

以上です。

伊藤委員

私は6月18日に行われました教職員の初任者研修に参加いた

しました。市の主要施策の説明の後、草津型アクティブラーニングについて、教職員の服務について、また午後からは特別支援教室について、教育相談機能についての研修が行われました。冒頭に西田課長がおっしゃっていた「思い込みを外し、楽しく仕事をする。わからないことはどんどん聞く。」というお話には教職員の働き方の未来が決まっているなと感じました。言葉にすると簡単ですが、多くの教員がこの思い込みときちんとしないといけないという枠の中で、苦しんでおられると思います。子どもに教えるという枠組みから出て、子どもと学ぶという姿勢が行われたときに、本来草津市が考えている「こどもまんなか」の学校作りが行われると思いました。そしてこの過程で学校が安心できる場所になるのではないかと思います。研修の過程で何度となく出てきていた言葉の中に、「主体性」という言葉がありました。自ら考えて行動するという意味合いで、研修では「主体性」という言葉が使われていたと思いますが、「主体性」という言葉は、私達が思っている以上に深い意味があります。意識の段階により、やり方が変わってくる言葉だと思います。低学年レベルでは「自分でやってみる」これが低学年レベルの主体性です。中学3年生レベルになると、「自ら提案を、自らが解決していく」といったように、同じ主体性でもどんどん意味合いが変わってくると思います。チャットGPTに「子どもの主体性とは」と問うと、このような形で答えが返ってきます。

子どもにおける主体性とは、子どもが自ら考え、自分の意思で行動する能力や、姿勢を指します。主体性は自己決定や自立、責任感を育むために重要であり、以下の要素が含まれます。

- ① 自発性
- ② 自己決定力
- ③ 問題解決能力
- ④ 責任感

となります。主体性を育てるためには、以下のような環境や支援が必要ともされています。

- ・自主性を尊重する環境
- ・失敗を許容する環境
- ・フィードバックの提供

小学校1年生の主体性と、中学校3年生の主体性は、同じ主体性であっても段階が大きく違うと感じています。主体性を謳うのであれば、それに沿ったフィードバックが必要で、研修なども学年ごと

の研修があると、より生徒の成長段階における主体性にアプローチできるのではないかと思います。研修全体を通して感じたことは、研修のデザインが少しネガティブにデザインされているなと感じました。正しい答えに着地し、安心するというようなデザインです。ここで言う正しい答えというのは「多くの者が採用している答え」という概念です。多くのものは恐怖という意識の中にいますので、公教育ではこの設定で良いかとは思いますが、一定数は既に自尊心が高く、安心は既に自分の中に持っている生徒もいます。既にポジティブがベースにあり、挑戦していこうとする意識です。こういった意識を持つ生徒からすると、この安心はつまらないという観点になってしまうこと。大多数が当てはまるわけはありませんが、一定数こういった考えを既に持っている子どもがいることも教師が管理していけると豊かな教育になると感じました。

以上です。

藤田教育長

それでは「教育長報告」につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に日程第4、付議事項に移ります。

「議第33号 臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第33号臨時代理の承認を求めることについて」アミカホール吊天井等改修工事について生涯学習課の古川が御説明申し上げます。

議案書は3ページから6ページでございます。

本工事は、草津アミカホール吊天井等改修工事として、ホールの吊天井と座席の改修工事、トイレの改修工事及びホワイエ・ホール後部の内壁タイルの剥落防止工事を行うものでございます。工事の概要でございますが、6ページを御覧ください。平成23年に発生した東日本大震災で、被災地の体育館やホールなどの建築物の

天井が脱落したことで、大きな被害をもたらしたことから、平成26年に建築基準法施工令の一部を改正する政令が施行されました。これによりまして、草津アミカホールの天井は、既存不適格の状態となっており、これを解消するため、現在の吊り下げ式ではなく、建物に支持構造部を新設し、それに天井下地を直接固定する形に改修を行うものです。併せまして、客席についても、湖南広域行政組合火災予防条例の規定を満たす避難通路幅を確保するため、跳ね上げ式の座席に更新を行います。これらの工事と併せまして、地下1階楽屋横・2階研修室横のトイレの洋式化及び1階多目的トイレの機能向上を図る他、ホール客席後部及びホワイエの内壁の一部に浮きが発生していることから、事故を未然に防ぐための内壁改修を行います。工事期間につきましては、8月1日から1月31日までを見込んでおりまして、その期間はホールを休館して工事を行う予定でございます。なお、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理を行いました。

以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御承認につきまして、よろしくお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第33号は、承認されたものと認めます。

次に「議第34号 臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第34号臨時代理の承認を求めることについて」生涯学習課の古川から御説明申し上げます。

議案書は7ページから11ページでございます。

地域学校協働活動推進員につきましては、社会教育法第9条の7により、教育委員会により委嘱することができる定められており、また、草津市地域学校協働活動推進員設置要綱の第5条の規定によりまして、地域コーディネーターにつきましては、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱をすると定めております。この度新たに、玉川中学校の地域コーディネーター1名の御推薦がありましたことから、令和6年6月1日付で委嘱をするに際しまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理を行いました。

以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第34号は、承認されたものと認めます。

次に「議第35号 臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

学校政策推進課

「議第35号 臨時代理の承認を求めることについて」学校政策推進課の尾関が御説明申し上げます。

議案書は13ページから16ページを御覧ください。6月14日付で草津市学校運営協議会委員の委嘱を行うにあたり、委員会の会議を招集する時間的な暇がございましたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長に臨時に代理をしていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。委員の委嘱及び任命に

つきましては、草津市学校運営協議会規則第6条で、「協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。」また、同条第2号において、「教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。」と定められています。4月及び5月の定例教育委員会において、小中学校20校から219名の委嘱・任命について御承認いただいたところです。この度、草津市立松原中学校校長から、追加で名簿の通り、委員1名の提出があったことを報告します。任期は、令和6年6月14日から令和7年3月31日までとなります。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒御承認賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第35号は、承認されたものと認めます。

次の「議第36号草津市教育委員会の所管に関する職員の休職処分につき議決を求めることについて」は人事に関することであり、会議を公開しないこととすべきであると思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項では、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっておりますので、この規定に基づきお諮りいたします。

議第36号を公開しないこととすることについて、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって、議第36号を、公開しないことといたします。

この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

「議第37号草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「議第37号草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」、教育総務課の山田が御説明いたします。

議案書は19ページから21ページでございます。

令和2年3月に策定しました現行の草津市教育振興基本計画第3期につきましては、今年度が計画の最終年度であり、今年度中に第4期の草津市教育振興基本計画を策定いたします。

策定にあたりましては、教育に関わる関係者や、広く市民からも御意見をいただきたいと考えていまして、草津市教育振興基本計画策定委員会を組織して進めてまいりますことから、草津市教育委員会附属機関運営規則に基づき、記載させていただいております9名の方々に委嘱を行おうとするものでございます。任期につきましては、委嘱をします日から、答申をいただく日まででございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第37号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第38号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。
事務局の説明を求めます。

教育総務課課長

「議第38号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」教育総務課の山田が御説明いたします。

議案書は 23ページから25ページでございます。

24ページをお願いいたします。教育委員会事務の点検評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきまして、平成20年度から実施しており、点検評価の客観性を高めるために、第三者委員会として外部評価委員会を設置し、委員の方々から御意見や御助言をいただいているところでございます。

今年度におきましても同様に、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定に基づきまして、

- ・滋賀大学教育学部教授の 渡邊 暁彦氏
- ・元公立小中学校長の 高野 裕子氏
- ・公募市民として 田川 祐子氏

の3名に委員の委嘱を行おうとするものでございます。任期は、本日御承認いただきましたら、令和6年6月28日から令和7年3月31日までとなります。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第38号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第39号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第39号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の古川より御説明申し上げます。

議案書は27ページから29ページでございます。

草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により委嘱しております草津市文化振興審議会委員の任期が令和6年7月16日で満了となりますことから、新たに28ページに掲載しております9名の方に委嘱させていただきたいと考えております。任期は、令和6年7月17日から令和8年7月16日までの2年間で、学識経験を有する者、関係する団体から選出された者、公募市民の3つの区分により委嘱をするものであります。なお、草津市文化財保護審議会からの推薦委員につきましては、記載していませんが、現在調整中ございまして、調整終了次第、改めて7月の教育委員会にお諮りをさせていただきます。

誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第39号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第40号 草津市読書のまち推進計画審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第40号 草津市読書のまち推進計画審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の古川より御説明申

上げます。

議案書は31ページから33ページでございます。

人生100年時代を迎え、生涯学習による生きがいくつりや多様な幸せを感じられる社会の実現が求められている中で、読書は考える力を身につけ、感性を豊かにして生きる力を育むということから、市民誰もが読書に親しみ、生涯にわたり、学び、心豊かに過ごすことができるよう、乳幼児から高齢者まで全ての市民を対象とした具体的な読書活動推進の指針となる「(仮称)草津市読書のまち推進計画」を今年度策定する予定でございます。策定にあたっては、新規に、草津市読書のまち推進計画審議会を設置し、教育委員会の諮問に応じて、専門的・多角的な議論を得るため、委員として今回14名の方を委嘱しようとするものでございます。

32ページを御覧ください。委員の任期は、令和6年7月1日から2年間で、令和8年6月30日までとなっております。学識経験を有する者、学校教育の関係者、就学前施設の関係者、地域住民を代表する者、家庭教育の関係者、関係する団体を代表する者、公募委員等15名から構成をしております。関係する団体を代表する者として、社会教育委員会議からの選出委員につきましては、今回記載しておりませんが、7月の定例教育委員会においてお諮りをさせていただきます。同委員会議からの委嘱につきましては、8月以降を予定しております。なお、当審議会の担当事務といたしましては、草津市読書のまち推進計画の策定および読書のまち推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第40号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第41号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

歴史文化財課長

「議第41号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」歴史文化財課の井上が御説明申し上げます。

議案書の35ページから37ページをお願いいたします。

当審議会につきましては、文化財の保存および活用に関する重要事項について、調査および審議することを目的に開催しているものでございます。現在、当審議会につきましては、文化財保護条例の規定に基づき、8名の委員の皆様へ委嘱をしておりますが、今回、委員の任期が満了することから、同条例第53条により新たに委員の委嘱を行うものです。任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日までとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。宜しく御審議いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第41号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第42号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

「議第42号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」学校教育課西田より説明申し上げます。

議案書は39ページから41ページでございます。

通学区域審議会委員につきましては、草津市通学区域審議会設

置条例第3条第2項の規定により、委員を委嘱しているところではございますが、この度、選出していただいております団体における学区員の交代により、委員の委嘱替えを行うものでございます。なお、委嘱期間につきましては、いずれの委員も任期中の委嘱替えでありますことから、条例第5条第1項ただし書きの規定によりまして、前任者の残任期間であります令和6年12月26日までとなります。

以上、誠に簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第42号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第43号 草津市教育振興基本計画（第4期）の策定について草津市教育振興基本計画策定委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課課長

「議第43号草津市教育振興基本計画（第4期）の策定について草津市教育振興基本計画策定委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて」教育総務課の山田が御説明いたします。

議案書は43ページから45ページでございます。

44ページをお願いいたします。草津市教育振興基本計画（第4期）の策定にあたりまして、先ほどの議第37号で御説明いたしました草津市教育振興基本計画策定委員会に意見を求めたく、諮問を行うものでございます。

45ページを御覧いただくようお願いいたします。こちらが諮問文の案でございます。第4期計画につきましては、第3期の成果と課題を踏まえたうえで、国や県の第4期計画を参酌しつつ、草

津市総合計画との整合を図りながら策定してまいりたいと考えておりました、策定にあたりまして策定委員会に意見を求めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第43号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第44号（仮称）草津市読書のまち推進計画の策定について草津市読書のまち推進計画審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第44号（仮称）草津市読書のまち推進計画の策定について草津市読書のまち推進計画審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて」生涯学習課の古川より御説明申し上げます。

議案書は47ページから49ページでございます。

49ページの諮問書（案）を御覧ください。本諮問は、本市の読書活動推進にかかる理念や基本方針を定める（仮称）草津市読書のまち推進計画を策定するにあたりまして、教育委員会の附属機関として設置する草津市読書のまち推進計画審議会に同計画に規定すべき事項について御意見を頂戴しようとするものでございます。今後予定をしております審議会の第1回目で教育委員会から諮問を行い、3回の会議を経て来年の3月ごろには答申を頂戴する予定でございます。計画につきましては、議論の経過をまとめた後、パブリックコメントを実施し、来年の7月に施行を予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第44号は、原案どおり可決されたものと認めます。

次に議案書その2の「議第45号 臨時代理の承認を定めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課課長

「議第45号 臨時代理の承認について」教育総務課の山田より御説明をいたします。

議案書は「その2」の3ページから5ページでございます。

5ページをお願いいたします。このたび、教育委員会に所属する職員の人事異動を行うに当たりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございましたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を定めるものでございます。内容は、御覧をいただいております通り、新規採用職員が1名でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようですので、議第45号は、承認されたものと認めます。

次に、協議書の「協議事項 教育委員会事務の点検および評価の報告書（令和5年度）（案）」について協議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

協議事項「教育委員会事務の点検および評価の報告書（令和5年度）案」につきまして、教育総務課の山田が御説明いたします。

こちらの報告書（案）につきましては、先ほどの議第38号で御説明いたしました外部評価委員会で意見を求めるにあたりまして、それぞれの事業担当課で点検・評価したものを取りまとめて作成したものでございます。まず、「教育委員会事務の点検及び評価の実施について」を御覧ください。「1. 概要」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会は毎年、教育委員会事務の点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっております。本市では、第3期の草津市教育振興基本計画に掲げております各施策の進捗状況の確認を行うことも兼ねまして、この点検・評価を実施しているものでございます。

ページが飛びますが、報告書（案）の13ページを御覧願います。「第3期教育振興基本計画の施策の体系図」でございます。一番左に「基本理念」がございまして、この実現のため、4つの「施策の基本方向」と、9つの「基本項目」を定めており、その下に34の「基本施策」がございまして、このような体系で計画に基づく施策に取り組んでいるところでございます。

「教育委員会事務の点検および評価の実施について」にお戻り願います。「2. 今年度の実施方法」でございますが、昨年度と同様、先ほど見ていただいた基本計画の9つの基本項目ごとに、設定されている成果指標および主要事業の「担当課による評価」をもとに点検・評価を行います。「3. 報告書（案）の概要」でございますが、「①達成度評価について」ということで、その下の「②の成果指標の目標達成度」および次ページ「③主要事業の達成度」を教育委員会事務局の各担当課が評価を行っていることの説明でございます。「②成果指標の目標達成度」につきまして、下の「目標達成度の状況」の表をご覧ください。9つの基本項目に18の成果指標が設定されており、目標達成度が100%以上の成果指標は6項目、75%以上100%未満が11項目、50%以上75%未満

が1項目でございました。

裏面をお願いします。目標達成度が「50%以上75%未満」であった1項目は、「基本項目6 家庭・地域での学びの充実」でございます。成果指標が「地域協働合校の推進に満足している市民の割合」でございまして、目標値22.5%に対し、実績値は16.5%でございました。原因と対策については記載させていただいております。次に、「③主要事業一覧について」ですが、各基本項目に含まれる主要事業について、3段階「◎」「○」「△」で評価を行っております。57の主要事業について、すべて「○」の期待どおりの成果であったという評価をしております。続きまして「4. 外部評価委員会」でございしますが、先ほども御説明しましたとおり、点検・評価の客観性を確保するため、外部の方々で構成する委員会において、御意見をいただきます。評価委員会は7月30日に開催する予定をしております。

次に、「教育委員会事務の点検及び評価の報告書(案)」の7ページを御覧いただきたいと思っております。7ページから12ページは、教育振興基本計画(第3期)の基本理念と施策の基本方向を掲載しております。そして、13ページが施策体系図、14ページが「評価シートの見方」でございまして、御説明させていただきます。見本のシートは、基本項目5の「教育環境の充実」に対する評価シートになっております。上段から順に「基本方向」、その下の「基本項目とその概要」、「成果指標の目標値と実績値」、そして「達成度評価」、その下に「基本項目に含まれる主要事業一覧」とその評価、「基本項目に含まれるその他の事業一覧」という形でそれぞれ様式を作成しております。「基本項目に含まれる主要事業一覧」につきましては、基本項目に関連する主要事業をピックアップし、その事業に対する自己評価を3段階で示しております。「達成度評価」につきましては、それぞれの自己評価に係る評価理由等を記載したものでございます。

最後に、7月30日の外部評価委員会で、委員の皆様からいただいた意見をこの報告書(案)に追記をさせていただきまして、報告書を完成してまいります。完成した報告書は、この定例教育委員会にお諮りし、承認をいただいたのち、議会へ報告し、ホームページ等で公表してまいります。

以上、説明とさせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

伊藤委員

主要事業に対する達成度（自己評価）の状況のところ、「◎」期待を超える成果であったの項目があり、現在0%となっていますが、具体的に『期待を超える』ということは、どういったことを指すのでしょうか。

そもそも期待というものはパーセンテージで表せるものなのでしょうか。これを設定する必要がないのか。その辺が細かくわからず、『期待を超える』といった曖昧な表記されている項目が気になりました。

教育総務課長

主要事業に対する達成度（自己評価）にある、三段階の評価につきましては、草津市総合計画の施策評価をこの形でしております。評価の基準を合わせております。具体的にどういう場合が◎かについては難しいのですが、計画をして想定以上の成果が出た場合などのために設けられている項目になります。

伊藤委員

私も草津市の施策の評価に入っておりまして、◎の評価の概念が難しいため、こちらではどうされているかと思い聞きました。足並みを揃えているとのことで、わかりました。

藤田教育長

全てを、成果指標だけでいきますと、それもそれで課題があると思いますので、なかなか評価は難しいです。

伊藤委員

市には、国よりこういった施策でしてくださいと言われているかと思いますが、実際のモデルと、草津市のオリジナルの問題点、市特有の特徴を加味したうえで、国がおっしゃっているような内容に添えたかどうかということが、◎の評価のポイントになるかという話がありましたので、参考までに。

小辻委員

◎もですが、△も付けづらい状況であるかと思います。市民の目線からは、ただ単に○が付けられている状況にも見られるかもしれませんが。期待通りでもよかったものと未熟だったものを見えづらくしているかもしれません。何らかの形でここは特にできていたとか、少しは差があったとかわかるような成果指標を検討して

ほしいと思います。全部が同じ〇ということはなかなか理解しづらいと思います。また今後に検討いただけたら、もしくは今度の評価のときに意見を頂戴してもらいたいと思います。

藤田教育長

それでは、他に意見がないようですので、「協議事項」は、以上で終わらせていただきます。

次に報告事項に移ります。

事務局の説明を求めます。

歴史文化財課長

報告事項1「草津市国指定史跡整備懇話会委員の委託について」歴史文化財課井上より御報告申し上げます。

報告書の53ページから54ページをお願いします。

当懇話会につきましては、本市の国指定史跡であります「史跡草津宿本陣」および「史跡芦浦観音寺跡」の整備事業の内容について意見交換をすることを目的に開催するものでございます。現在、当懇話会は12名の委員に委託しておりますが、今回記載しております委員につきましては、当懇話会のうち、史跡草津宿本陣部会に属する委員でございまして、地域の団体から今年度新たに選出されたことに伴い、委員委託を行うものであります。

以上誠に簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

藤田教育長

続けて、報告事項2についてお願いいたします。

歴史文化財課長

報告事項2「(仮称)草津市歴史資料館整備基本構想(案)に関するパブリックコメント実施結果について」歴史文化財課の井上より御報告申し上げます。

報告書の55ページから57ページを御覧ください。

草津市歴史資料館整備基本構想につきましては、史跡芦浦観音寺近辺における歴史資料館整備基本構想でございまして、施設の目指すべき姿や機能、事業展開の方向性や施設整備の方針等の内容になっているものであります。令和6年5月1日から5月31日にパブリックコメントを実施したところでございますが、閲覧者はありましたものの、提出されたご意見は0件でございました。本日のご報告の後、令和6年7月より本基本構想を公表する予定

でございます。

以上誠に簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

藤田教育長

報告事項1と2併せて何か御質問等ありましたら、お願いいたします。

小辻委員

報告事項2で、私が本陣にお伺いしたときに、非常にわかりやすく、準備していただいていた。意見は0件とのことでしたが、見やすく、少なくとも検討ができる状況を作っていただき非常に良かったと思います。

その一方で、58名の方に見ていただいた史跡草津宿本陣と、他の場所では閲覧者数の差があり、市民の方や歴史に興味がある方に見やすいところになかったのかと思います。まちづくりの観点から見ていただいているところがあるということであれば、例えば、キラリエのコミュニティ事業団の前のところのスペースのところにおいていただく等、地域の方や興味のある方が見られる場所に置いていただくことも検討いただけたらと思います。また、その際に、呼びかけて、こういったことも聞きたいと言っていただけると、より建設的な意見がでるかと思しますので、御検討の程よろしく願いいたします。

藤田教育長

続いて、報告事項3をお願いします。

教育総務課長

報告事項3「定期監査の結果について」、教育総務課の山田より御説明いたします。

報告書は、59ページからでございます。去る6月14日付で草津市監査委員から令和6年度に実施されました定期監査結果報告が公表されました。

教育委員会所属で監査の対象となりましたのは、59ページに記載しております7所屬でございます。監査結果は次の60ページ以降に記載のとおりでございますが、そのうち玉川中学校において、記載のとおり意見や指摘事項がございました。

指摘事項に対しましては、早期に改善できるよう予算確保等、行ってまいります。

報告事項3「定期監査の結果について」の説明は、以上でございます。

ます。

藤田教育長

ただいまの「報告事項」につきまして、御質問等はありませんか。

それでは「報告事項」につきましては、以上で終わらせていただきます。

それでは、「議第36号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて」審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

— 非公開 —

藤田教育長

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、他にございませんか。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。

これをもちまして、6月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後3時15分